

4 予算の仕組み

目 次

- 1 基本的な考え方予算- 1
- 2 総合区長がマネジメントできる財源の充実予算- 2
- 3 総合区長の予算意見具申権の具体化予算- 4
- 4 総合区予算の「見える化」予算- 6

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

制度検討の背景

- ◆ 大阪市ではニア・イズ・ベターの考え方に基づき、区CM制度を設けるなど、区の特性を活かす取組みを他の政令指定都市に先駆けて実施
- ◆ 総合区制度の創設により、予算に関して総合区長が市長に意見を述べる権限（予算意見具申権）も法律で新たに位置付け

【予算編成は市長の権限】

※ 区CM（シティ・マネージャー）とは、区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置付け、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入。区CMは区長をもって充てる

(2) 検討の視点

総合区長の
自律性の強化

総合区長が直接マネジメントできる
財源の充実

⇒ 地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実

総合区長の予算意見具申権の
具体化

(総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築)

⇒ 市全体としての施策の一体性を確保・継続

総合区予算の
「見える化」

予算の「見える化」をさらに充実

新たなサービスに必要な財源確保の
インセンティブをいかに保障するか

住民ニーズを市政・区政により的確に
反映できる仕組みをいかに整備するか

総合区長が市長と施策方針を共有す
るための仕組みをいかに制度化するか

拡大する総合区予算についての説明
責任をいかに果たすか

2 総合区長がマネジメントできる財源の充実

(1) 地域の実情に応じた特色ある行政サービスの実現

現状

- ◆ 区C M制度では、区長が区C Mの立場で各局を指揮して事業実施できるが、関与は間接的

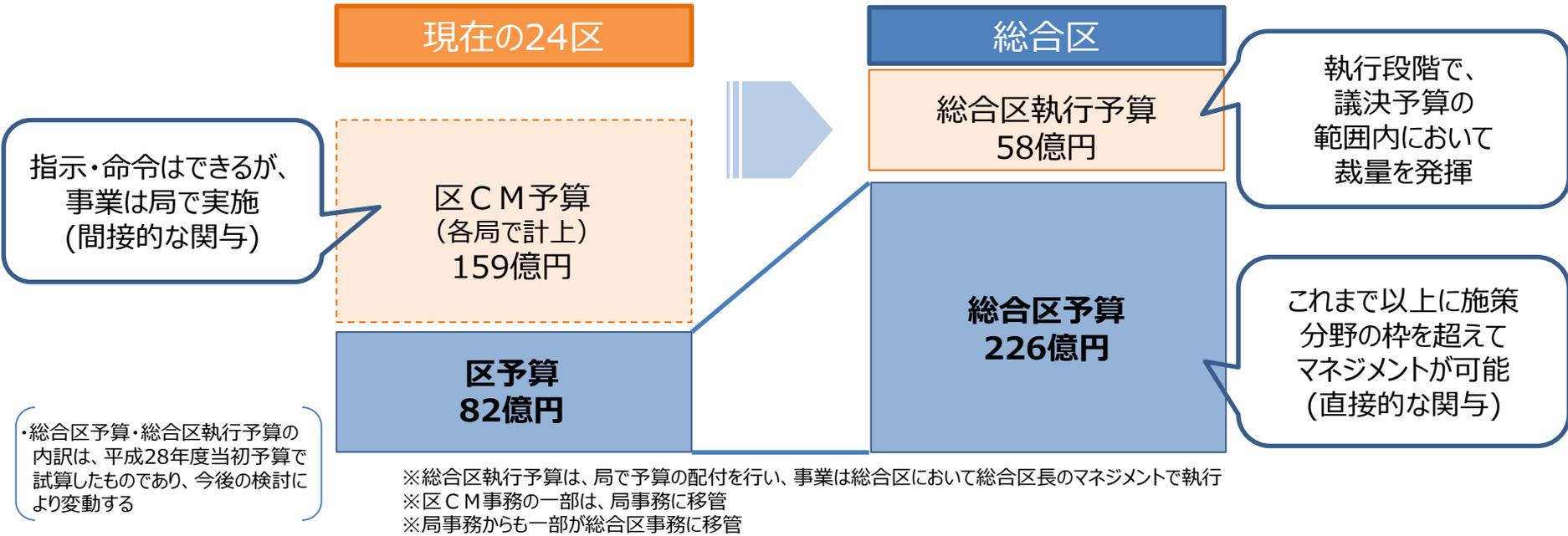
総合区設置後

- ◆ 事務分担に応じて、総合区長が直接マネジメントできる財源（総合区予算）を充実
- ◆ これまで以上に施策分野の枠を超えた予算の策定、選択と集中による事業の再構築が可能
- ◆ 区の管理資産の有効活用や寄附金などにより、現在のインセンティブ制度を活用して新たに確保した歳入は、総合区の財源として活用

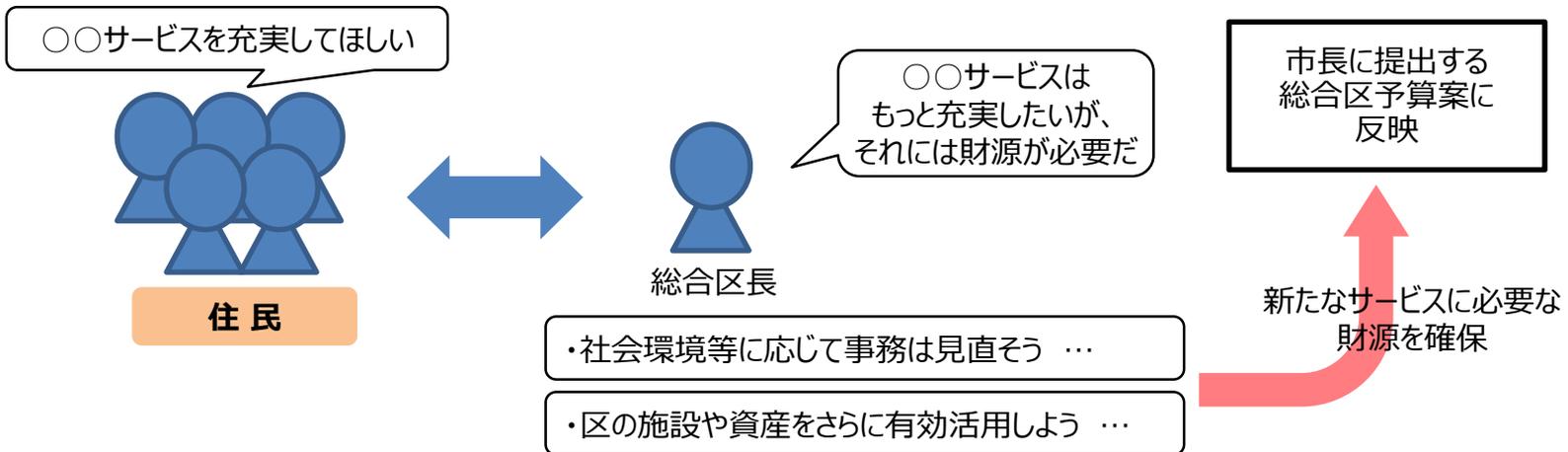
**総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、
地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現**

2 総合区長がマネジメントできる財源の充実

(2) 総合区長が直接マネジメントできる財源の充実イメージ



総合区長のマネジメントとは



3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(1) 住民ニーズを市政・区政に的確に反映

考え方

- ◆ 総合区長の「予算意見具申権」が法定化されたことを受け、住民ニーズを把握する総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備
- ◆ 住民に密接に関わる各局所管の事務も意見具申の対象

総合区設置後

◆ 予算編成に先立つ方針策定プロセスからの参画

○ サマーレビュー（仮称）の設定

- ・ 次年度の予算編成に向け、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見交換

〔 サマーレビュー（仮称）の想定テーマ
⇒ 住民ニーズを踏まえた総合区の現状と課題、次年度の市政運営や予算編成に向けた意見等 〕

○ 戦略会議など方針策定の場への直接参画

- ・ 「市政運営の基本的な考え方」「予算編成方針」の策定議論に総合区長が直接参画
- ・ 住民ニーズを発信しつつ、市政の現状・課題やめざす姿について市長・副市長と認識を共有

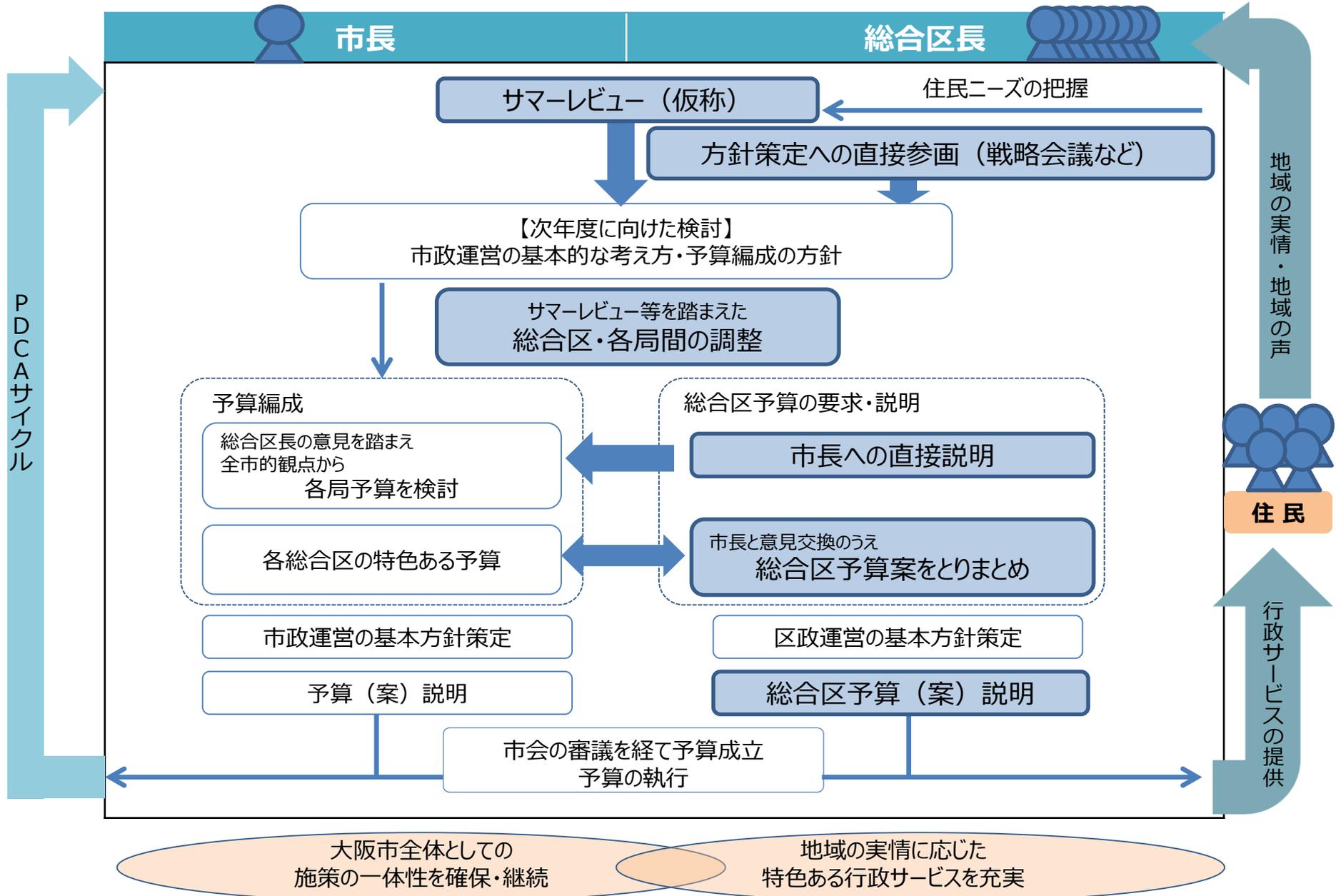
◆ 予算編成段階の関与

- ・ 総合区予算の要求内容について、市長に直接説明する場を設定
- ・ 予算編成過程で、市長や副市長（各局）と意見交換を行い、総合区の実施内容を総合区予算案としてとりまとめ

市全体の施策の一体性を確保・継続しつつ、住民ニーズを市政・区政に反映

3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(2) 予算編成プロセス

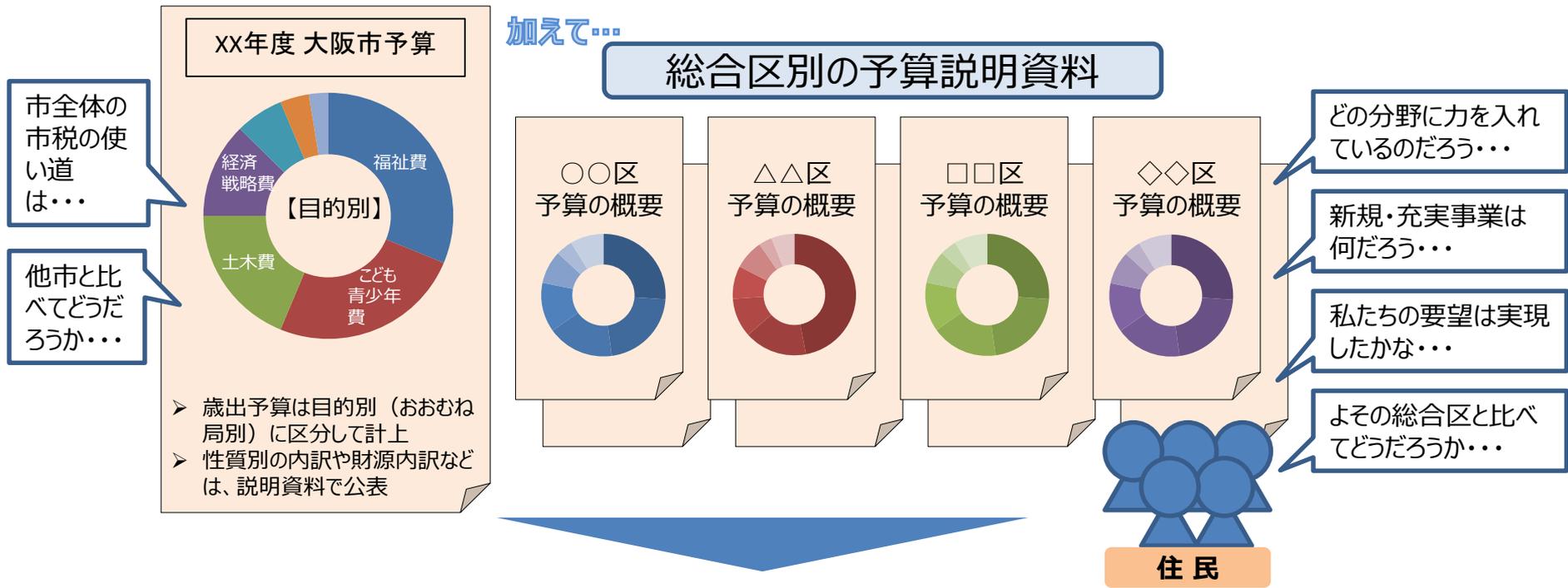


4 総合区予算の「見える化」

(1) 拡大する総合区予算についての説明責任

総合区設置後

- ◆ 総合区長が財務マネジメントをより発揮できることになるため、その内容について説明責任を果たす
- ◆ 個々の総合区の予算の姿が分かり、他の総合区との比較も可能となるよう、予算書の構成や新たな説明資料の工夫などについて検討を重ね、予算の一層の「見える化」を推進



地域住民の市政・区政への理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現へ